

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄							備考
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
設置者		ガッコウホクシン オウカクケン 学校法人 桜花学園							
フリガナ 大学の名称		ナゴヤタンキイガク 名古屋短期大学 (Nagoya College)							
大学本部の位置		愛知県豊明市栄町武侍48番地							
大学の目的		市区教育広域組合（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、信念ある人を育成することを教育理念として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または実生活に必要な能力を育成することを主たる目的とする							
新設学部等の目的		英語コミュニケーション学科の廃止に応じた対応をするため。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員 年次人	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	英語コミュニケーション学科 計	2年	0 (50)	0	0 (100)	短期大学士	文学関係	令和7年4月	愛知県豊明市栄町武侍48番地
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		英語コミュニケーション学科（廃止）（△50） ※令和7年4月学生募集停止							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義科目	演習科目	実験・実習科目	計科目	単位			
新設分	学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
			教授	准教授	講師	助教	計		
	英語コミュニケーション学科		人 (4)	人 (2)	人 (0)	人 (1)	人 (7)	人 (0)	人 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		(4)	(2)	(0)	(1)	(7)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	小計（a～b）		(4)	(2)	(0)	(1)	(7)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	計（a～d）		(4)	(2)	(0)	(1)	(7)		
			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
小計（a～b）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
計（a～d）		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
計		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
〇〇人大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
〇〇人

既 設				()	()	()	()	()	()	()	大学設置基準別 表第一に定め る基幹教員数の 四分の三の数 ○○人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの			()	()	()	()	()			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）			()	()	()	()	()			
	小計（a～b）			()	()	()	()	()			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）			()	()	()	()	()			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）			()	()	()	()	()			
	計（a～d）			()	()	()	()	()			
設				()	()	()	()	()	()	()	大学設置基準別 表第一に定め る基幹教員数の 四分の三の数 ○○人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの			()	()	()	()	()			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）			()	()	()	()	()			
	小計（a～b）			()	()	()	()	()			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）			()	()	()	()	()			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）			()	()	()	()	()			
	計（a～d）			()	()	()	()	()			
分	計			()	()	()	()	()	()	()	
	合 計			()	()	()	()	()	()	()	
職 種				専 属		そ の 他			計		
事 務 職 員				15 (15)		6 (6)			21人 ()		
技 術 職 員				()		()			()		
図 書 館 職 員				1 (1)		5 (5)			6 (6)		
そ の 他 の 職 員				()		()			()		
指 導 補 助 者				()		()			()		
計				16 (16)		11 (11)			27 (27)		
校 地 等	区 分		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用			計		
	校 舎 敷 地		m ²	m ²		m ²			m ²		
	そ の 他		m ²	m ²		m ²			m ²		
	合 計		m ²	m ²		m ²			m ²		
校 舎	専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計			
	m ²		m ²		m ²			m ²			
	(m ²)		(m ²)		(m ²)			(m ²)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	室		教 員 研 究 室			室		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕種		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕点	機械・器具 点	標本 点
			〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	〔 〕
			(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)
	計		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)		(〔 〕)	(〔 〕)	(〔 〕)
スポーツ施設等			スポーツ施設		講 堂			厚生補導施設			
			m ²		m ²			m ²			

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		教員 1 人当り研究費等									
		共同研究費等									
		図 書 購 入 費									
		設 備 購 入 費									
学生 1 人当り 納付金			第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次			
			千円	千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入等								
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称		桜花学園大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地		
		年	人	年次人	人		倍				
	教育保育学部			3年次		学士(保育学)		平成14年度	愛知県豊明市栄町 武侍48番地		
	教育保育学科	4	130	2	524	学士(保育学)	0.68	平成30年度			
	国際教養こども学科	4	45	3	186	学士(保育学)	0.55	平成30年度			
	学芸学部			3年次		学士(英語)	-	平成21年度			
	英語学科	4	-	-	-	学士(英語)	-	平成21年度			
	国際学部			3年次		学士(国際)	1.06	令和6年度			
	国際学科	4	50	3	50	学士(国際)	1.06	令和6年度			
	人間文化研究科					修士(人間科学)	1.4	平成14年度			
	人間科学専攻	2	5	-	10	修士(人間科学)	1.4	平成14年度			
	地域文化専攻	2	5	-	10	修士(地域文化)	0	平成14年度			
大 学 等 の 名 称		名古屋短期大学									
学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地			
	年	人	年次人	人		倍					
保育科	2	200	-	440	短期大学士(保育学)	0.69	昭和30年度	愛知県豊明市栄町 武侍48番地			
英語コミュニケーション学科	2	-	-	-	短期大学士(英語)	-	昭和51年度				
現代教養学科	2	50	-	130	短期大学士(現代教養)	0.67	昭和57年度				
附属施設の概要		-									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

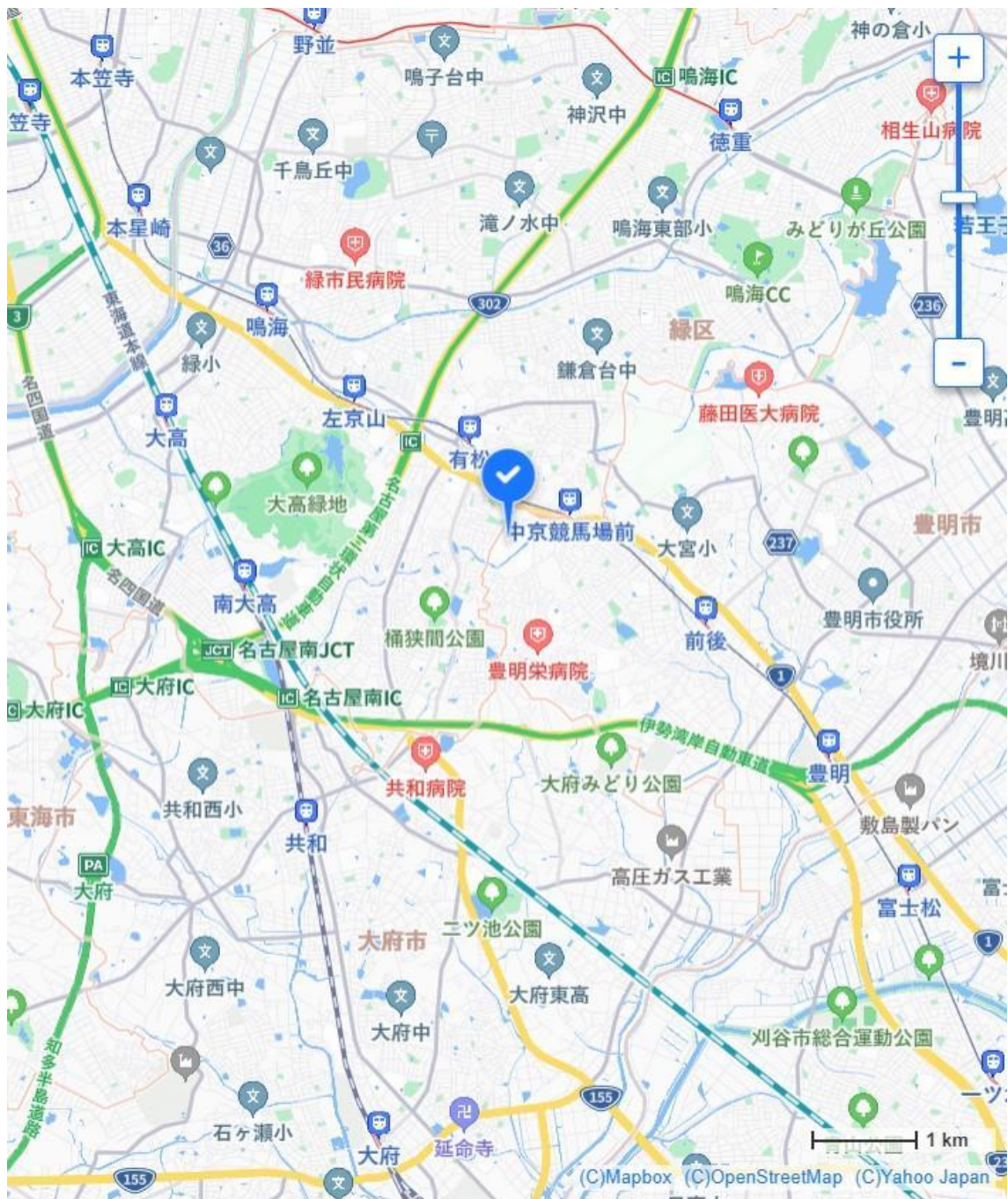
学校法人桜花学園 収容定員変更に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
桜花学園大学				桜花学園大学				
教育保育学部		3年次		教育保育学部		3年次		
教育保育学科	130	2	524	教育保育学科	130	2	524	
国際教養こども学科	45	3	186	国際教養こども学科	45	3	186	
学芸学部				学芸学部				
英語学科	0	0	0	英語学科	0	0	0	令和6年募集停止
国際学部				国際学部				
国際学科	50	5	210	国際学科	50	5	210	令和6年設置
計	225	10	920	計	225	10	920	
桜花学園大学大学院				桜花学園大学大学院				
人間文化研究科				人間文化研究科				
人間科学専攻(M)	5	—	10	人間科学専攻(M)	5	—	10	
地域文化専攻(M)	5	—	10	地域文化専攻(M)	5	—	10	
計	10	—	20	計	10	—	20	
名古屋短期大学				名古屋短期大学				
保育科	200	—	400	保育科	200	—	400	
英語コミュニケーション学科	50	—	100	英語コミュニケーション学科	0	—	0	令和7年募集停止
現代教養学科	50	—	100	現代教養学科	50	—	100	
計	300	—	600	計	250	—	500	

都道府県内における位置関係の図面

目印位置：名古屋短期大学

住 所：愛知県豊明市栄町武侍 4 8



最寄り駅からの距離及び交通機関



名古屋短期大学 学 則

(昭和30年4月1日制定)

[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、信念ある人を育成することを教育理念として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。
- 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。
- 3 卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針については別に定める。

第2章 自己評価等

(大学評価)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 大学評価に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
- 2 前項の委員会については、別に定める。

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	200人	400人
現 代 教 養 学 科	50人	100人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、4年を超えて在学することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季、夏季、冬季休業日
 - (4) 桜花学園の創立記念日 6月10日
- 2 前項第3号の休業日は別に定める。
- 3 第1項及び第2項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第9条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(教職課程等の授業科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(履修登録)

第11条 学生は、毎学期の当初に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第12条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもつ

て1単位とする。

- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(単位の授与)

第15条 1 授業科目を履修した者に対しては、試験の上所定の単位を与える。

ただし、前条2項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第16条 成績は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、合否判定のみが行われる科目では、合格の場合の評価を「認」とする。

- 2 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評 点				評 価
100	—	90	点	秀
89	—	80	点	優
79	—	70	点	良
69	—	60	点	可
59	—	0	点	不可

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第17条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を限度として単位を与えることができる。

- 2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合においても準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第18条 短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目の単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により履修したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

ただし、第17条第2項により本学においてみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第20条 学生が職業を有している等の事情により、第5条の規定にかかわらず修業年限を

超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長はその計画的な履修を認めることがある。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第6章 入学、再入学、転入学、休学、転科、退学、除籍及び復籍

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第22条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科

学大臣が別に定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、18歳に達し、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の志願手続）

第23条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 第22条に該当することを証明する書類、又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長、若しくはこれに類する者の作成した調査書

（入学者の選考）

第24条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

- 2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第25条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は正当な理由がなく、前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

（保証人）

第26条 保証人は、入学者にかかわる一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

- 2 本人若しくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（再入学・転入学）

第27条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(休 学)

第28条 疾病又はやむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上修学することのできない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を、その他の理由による休学願は保証人連署による理由書を添付しなければならない。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することがある。休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は第5条のただし書きの在学年数には算入しない。
- 5 休学期間中は授業料等の徴収はしない。

(復 学)

第29条 休学期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は復学願を提出し、学長にその許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転 科)

第30条 転科を希望する者には、審査の上、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

- 2 転科に関して必要な事項は別に定める。

(退 学)

第31条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除 籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (2) 第27条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく、授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (5) 在学中に死亡した者

(復 籍)

第33条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍をされた者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

第7章 卒業等

(卒 業)

第34条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上のうち、第13条第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。
- 3 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認め、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状等の取得)

第35条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保 育 科	幼稚園教諭2種免許状
	保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める別表3の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める別表4の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第36条 学長は、教授会の議を経て、他の模範となる学生を表彰することがある。

(懲 戒)

第37条 学長は、教授会の議を経て、教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 授業料、入学金及び入学検定料等

(納付金)

第38条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等（以下「授業料等納付金」という。）

の額は、別表5のとおりとする。

- 2 授業料等納付金は、前期（納付期間4月）及び後期（納付期間10月）に分けて納付しなければならない。
- 3 授業料等の納付手続等については、別に定める。
- 4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第39条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 教職員に関する規程は、別に定める。
- 3 本学は、教育及び学術上功績があつた者に名誉教授の称号を授与することができる。
- 4 名誉教授称号授与に関する規程は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は学長、教授、准教授及び助教をもって組織する。

(教授会の招集)

第41条 教授会は学長が招集する。

(教授会の審議事項)

第42条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定するにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が、教授会の意見を聴くことが必要と認めるもの
- 2 教授会は前項に定めるもののほか、教育研究に関する次の事項を審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。
- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 休学、転科、退学、除籍、復籍等に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) 自己点検評価に関する事項
 - (9) その他教育研究上必要と認める事項

第12章 専攻科

(専攻科)

第43条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。

保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うことを教育目的とする。

- 3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	80人

4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

(専攻科の入学資格)

第44条 本学の専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(専攻科の教育課程)

第45条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第46条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定めるところにより、保育専攻46単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
- 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位及び免許状等の取得)

第47条 専攻科を修了し、学校教育法第104条第4項及び学位規則の定めるところにより所定の要件を充たした者は、学士の学位を取得することができる。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第48条 本学の専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表5のとおりとする。

(その他)

第49条 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第50条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することが

ある。

- 2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第51条 本学の特定授業科目の聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が聴講生としての身分を与えることがある。

- 2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第52条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

第15章 研究所

(研究所)

第54条 本学に研究所を置く。

- 2 研究所に関する規程は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 17 章 雑 則

(委 任)

第56条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則（学生定員、教育課程、授業期間及び単位の授与の変更並びに長期履修学生及び聴講生の創設）は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する学生定員は、令和5年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現代教養学科	80人	185人

1. この学則（目的の変更並びに入学志願者の資格の変更、及び学生定員の変更）は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条及び第43条に規定する学生定員は、令和6年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	200人	440人
英語コミュニケーション学科	50人	130人
現 代 教 養 学 科	50人	130人

第43条

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	60人
専攻科英語専攻	7人	14人

1. この学則（条数の変更）は、令和6年4月1日から施行する。

1. この学則（英語コミュニケーション学科の学生募集停止及び専攻科英語専攻の廃止に係る変更）は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する学生定員は、令和7年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	200人	400人
英語コミュニケーション学科	0人	50人
現 代 教 養 学 科	50人	100人

変更事項を記載した書類

1. 改正理由

英語コミュニケーション学科の学生募集停止及び専攻科英語専攻の廃止に係る改正のため。(2025 年度以降入学生適用)

2. 改正箇所

第 1 章 (目的) 第 1 条第 2 項中、「英語コミュニケーション学科は、英語によるコミュニケーション能力を持ちグローバル化した社会で活躍できる人間の育成、」を削除する。

第 3 章 (学科及び学生定員) 第 4 条表中、英語コミュニケーション学科を削除する。

(免許状等の取得) 第 35 条表中、英語コミュニケーション学科を削除する。

第 1 2 章 (専攻科) 第 43 条第 2 項中、「英語専攻は、高い実践的な英語力を養成し、英語という言語と英語圏の文化に関わる研究を深め、より専門的な領域で活躍できる人材を育てること、」を削除する。第 3 項表中、専攻科英語専攻を削除する。(専攻科の教育課程) 第 45 条中、「別表 2－1、別表 2－2」を、「別表 2」に改める。(専攻科の修了等) 第 46 条中、「別表 2－1、別表 2－2」を、「別表 2」改める。

「英語専攻 4 4 単位以上」を削除する。

附則 第 4 項を加える。

別表 1－2 英語コミュニケーション学科を削除する。別表 1－3 現代教養学科を、別表 1－2 に改める。別表 2－2 専攻科英語専攻を削除し、別表 2－1 専攻科保育専攻を、別表 2 に改める。別表 3－2・英語コミュニケーション学科を削除する。

3. 施行日を明確にするため、附則を変更する。

4. 改正年月日 令和 7 年 4 月 1 日

変更部分の新旧対照表

新 学 則	旧 学 則
(昭和30年4月1日制定) [改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正、令和7年4月1日改正 第1章 総 則 (目 的) 第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、学校法人桜花学園の設置目的である信念ある女性を育成することを基本目的として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。 3 卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針については別に定める。 第2条～第3条 (略)	(昭和30年4月1日制定) [改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正 第1章 総 則 (目 的) 第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、学校法人桜花学園の設置目的である信念ある女性を育成することを基本目的として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、英語コミュニケーション学科は、英語によるコミュニケーション能力を持ちグローバル化した社会で活躍できる人間の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。 3 卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針については別に定める。 第2条～第3条 (略)

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育科	<u>200人</u>	<u>400人</u>
現代教養学科	<u>50人</u>	<u>100人</u>

第5条～第34条 (略)

(免許状等の取得)

第35条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保育科	<u>幼稚園教諭2種免許状</u>
	<u>保育士資格</u>

2～3 (略)

第36条～第42条 (略)

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保育科	<u>200人</u>	<u>400人</u>
英語コミュニケーション学科	<u>50人</u>	<u>100人</u>
現代教養学科	<u>50人</u>	<u>100人</u>

第5条～第34条 (略)

(免許状等の取得)

第35条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保育科	<u>幼稚園教諭2種免許状</u>
英語コミュニケーション学科	<u>中学校教諭2種免許状 外国語(英語)</u>
保育科	<u>保育士資格</u>

2～3 (略)

第36条～第42条 (略)

第12章 専攻科

(専攻科)

第43条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。

保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うことを教育目的とする。

- 3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	80人

- 4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

第44条 (略)

(専攻科の教育課程)

第45条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第46条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定めるところにより、保育専攻46単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第12章 専攻科

(専攻科)

第43条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。

保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うこと、英語専攻は、高い実践的な英語力を養成し、英語という言語と英語圏の文化に関わる研究を深め、より専門的な領域で活躍できる人材を育てること、を教育目的とする。

- 3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	80人
専攻科英語専攻	7人	14人

- 4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

第44条 (略)

(専攻科の教育課程)

第45条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2-1、別表2-2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第46条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2-1、別表2-2に定めるところにより、保育専攻46単位以上、英語専攻44単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第47条～第56条

(略)

附 則

- この学則（長期履修学生及び聴講生の創設）は、令和5年1月1日から施行する。
- この学則（学生定員の変更、授業期間及び単位の授与の変更）は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第4条に規定する学生定員は、令和5年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現代教養学科	80人	185人

- この学則（目的の変更並びに入学志願者の資格の変更、学生定員の変更、入学の志願手続に係る条数の変更）は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、第4条及び第43条に規定する学生定員は、令和6年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	200人	440人
英語コミュニケーション学科	50人	130人
現代教養学科	50人	130人

第43条

学 科	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	60人
専攻科英語専攻	7人	14人

第47条～第56条

(略)

附 則

- この学則（長期履修学生及び聴講生の創設）は、令和5年1月1日から施行する。
- この学則（学生定員の変更、授業期間及び単位の授与の変更）は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、第4条に規定する学生定員は、令和5年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現代教養学科	80人	185人

- この学則（目的の変更並びに入学志願者の資格の変更、学生定員の変更、入学の志願手続に係る条数の変更）は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、第4条及び第43条に規定する学生定員は、令和6年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	200人	440人
英語コミュニケーション学科	50人	130人
現代教養学科	50人	130人

第43条

学 科	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	60人
専攻科英語専攻	7人	14人

4 この学則（英語コミュニケーション学科の学生募集停止及び専攻科英語専攻の廃止に係る変更）は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条に規定する学生定員は、令和7年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	200人	400人
英語コミュニケーション学科	0人	50人
現代教養学科	50人	100人

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

全国規模の短大離れ、及び加速しつつある 18 歳人口の減少により、本学園も巻き込まれた状態に陥り、この数年収容定員を満たすことができなくなりました。

令和 6 年度に英語コミュニケーション学科の入学定員を 80 人から 50 人へ、収容定員を 160 人から 100 人へと定員減するも、入学定員を確保することができず。令和 6 年 3 月理事会にて歴史ある同学科を令和 7 年 4 月から募集停止とする決定しました。

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

英語コミュニケーション学科は、恒常的な定員未充足であり、募集停止をすることは、短期大学としての学園の高等教育部門の経営の改善にも資するものであり、学園の高等教育部門全体の基盤整備にもつながります。

現代教養学科においても、収容定員の確保が難しい状態であります。さらには、本学園の短大を支えていた保育科においても令和 4 年度に収容定員割れとなりました。(資料 1)

18 歳人口の減少は統計調査等で予測はしておりましたが、本学園の短大離れについては、加速度的に離れていくとは思っておりませんでした。愛知県でも短大教育を諦める学園もでてきており、高等教育の経営の難しさを痛感させられています。

募集停止の決定は、学園の現状を改善するうえからも先送りできないとの判断に資する計画といえます。

私立大学経常費補助金で短大が不交付にならぬよう経営改善を少しでも早く手掛けるものです。

ウー 1. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程、教育方法及び履修指導方法の変更はありません。

ウー 2. 教員組織の変更

教員は、他学科及び併設の大学へ異動をすることで個人の研究分野をいかし、本学の魅力である少人数授業での密度の濃い教育が展開の充実に寄与して頂く予定です。

ウー 3. 大学全体の施設・設備の変更

英語コミュニケーション学科の募集停止に関し、他学科に対応しうる施設・設備は整備されており、変更の予定はしていません。

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

学生募集を停止するものであるため該当なし

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

学生募集を停止するものであるため該当なし

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生募集を停止するものであるため該当なし

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

学生募集を停止するものであるため該当なし

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

学生募集を停止するものであるため該当なし

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	オオタニ タカネ 大谷 岳 ＜就任平成21年4月＞		学士 (経済学)		名古屋短期大学 学長 (平成21.4～令和7.3) 桜花学園大学 学長 (平成29.4～令和7.3)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。